

「津幡町商工会共通商品券」取扱い加盟店規約

第 1 条(発行者)

津幡町商工会(以下「商工会」という。)は、津幡町の商工業の振興・発展及び定住の促進に寄与するため、『津幡町商工会共通商品券』を発行する。

第 2 条(加盟店の定義)

本規約において、津幡町商工会共通商品券の取扱い加盟店とは本規約承認のうえ、商工会所定の手続きにより、津幡町商工会共通商品券の取引にかかる加盟店加入の申込みをし、商工会が承認したものをいう。

第 3 条(津幡町商工会共通商品券による取引)

- ① 津幡町商工会共通商品券所持者が加盟店と取引をして津幡町商工会共通商品券を利用した場合には、加盟店は、津幡町商工会共通商品券所持者が津幡町商工会共通商品券利用時において代金を支払ったものとして取扱い、本規約及び津幡町商工会共通商品券取扱い要領(以下「取扱い要領」という。)により定めるところに従い、商工会との間で代金の決済を行う。
- ② 商工会が発行した津幡町商工会共通商品券の取扱いについては、本規約のほか各商品券事業の取扱い要領に定める。

第 4 条(取扱い加盟店)

- ① 津幡町商工会共通商品券の取扱いを希望する事業者は、あらかじめ商工会が定める所定の方法で取扱い加盟店の申請を行い、取扱い加盟店(以下「加盟店」という。)として商工会の承認を受けなければならない。
- ② 加盟店は、商工会所定の店頭表示ポスター等を加盟店の見やすい場所に掲示するものとする。
- ③ 加盟店が契約内容の変更又は解除を行う場合には、あらかじめ商工会に届出を行い、承認を得なければならない。

第 5 条(津幡町商工会共通商品券の取扱い)

- ① 加盟店は、津幡町商工会共通商品券所持者が津幡町商工会共通商品券を利用する場合には、取扱い要領に従い、適正に取扱うものとする。
- ② 加盟店は、津幡町商工会共通商品券の利用を拒んではならない。但し、第 6 条で規定する事項に該当する場合はこの限りではない。
- ③ 加盟店は、津幡町商工会共通商品券利用者に対し、取引価格、その他取引に付随するサービス等について、現金を用いて支払う顧客より不利な取扱いをしてはならない。
- ④ 加盟店は、津幡町商工会共通商品券の利用による取引に関しては、善良な管理者の注意をもって、偽造又は変造されたと判断される津幡町商工会共通商品券の使用、その他不正行為(以下「不正行為」という)を発見及び防止する義務を負う。

第 6 条(津幡町商工会共通商品券の取扱いの禁止)

加盟店は、次の事項に該当する場合には津幡町商工会共通商品券の取扱いを行ってはならない。

- ① 商工会が指定する物品に対する支払い
- ② あきらかに津幡町商工会共通商品券が偽造又は変造されたものであると判断される場合
- ③ 商品券の破損等により、証票番号の確認が出来ないもの又は、津幡町商工会共通商品券の 2 分の 1 以上が滅失しているもの。

第 7 条(紛争の処理)

- ① 津幡町商工会共通商品券の利用に際して、返品等その他加盟店と津幡町商工会共通商品券利用者との取引に関する苦情又は紛争が生じたときは、加盟店の責任でこれを解決するものとし、商工会は、一切責任を負わないものとする。

- ② 津幡町商工会共通商品券の損傷等、あるいは津幡町商工会共通商品券自体に関する苦情により紛争が生じたときには、加盟店は、取扱い要領で定める方法に従って処理し、なお解決が出来ない場合には加盟店と商工会が協力してこれを処理するものとする。

第8条(換金手数料)

加盟店は津幡町商工会共通商品券の換金にあたって、津幡町商工会に対し、所定の換金手数料を支払うものとする。換金手数料は、各商品券事業の取扱い要領に定める。

第9条(商品券の決済)

- ① 加盟店は、津幡町商工会共通商品券を取扱った場合には、商工会に対し、取扱い要領に定める換金指定日に取扱い要領で定める方法に従い、別に定める換金請求書により使用済み津幡町商工会共通商品券を添付して換金するものとする。
- ② 商工会は取扱い要領に定めるところに従い、加盟店から提出された換金請求書及び使用済み商品券を確認し、振込にて決済を行う。

第10条(加盟店の管理義務と調査協力)

- ① 加盟店は、津幡町商工会共通商品券による取引をする場合には、法令、本規約、取扱い要領に従い、善良な管理者の義務をもって誠実に業務を行わなければならない。
- ② 加盟店は、津幡町商工会共通商品券の変造、偽造及び不正行為を防止するため、善良な管理者の注意をもって必要な措置を講ずる。
- ③ 加盟店は、商工会が取引の実施状況、状況把握等のため調査を行うときは、これに必要な協力を行う。

第11条(加盟店契約の有効期限)

加盟店契約の有効期限は商品券事業終了等に伴う本規約廃止までとし、有効期限までに双方より契約解除の意思表示がない場合には、1年間の契約期間延長が行われるものとし、以降、毎年これを適用するものとする。

第12条(加盟店契約解除)

- ① 商工会は、加盟店より契約解除の申し出があったときには、適正な措置を講じる。
- ② 商工会は、加盟店との契約が解除された場合にあっても、加盟店が契約解除時までになされた津幡町商工会共通商品券取引については、第8条及び第9条に従って代金決済を行う。
- ③ 加盟店は、本契約を解除したときには、速やかに店頭表示ポスター等を撤去する等必要な措置を講じなければならない。

第13条(機密保持義務)

- ① 商工会及び加盟店は、正当な理由がない限り、本契約に基づき知り得た津幡町商工会共通商品券所持者に関する個人情報を第三者に漏洩又は開示してはならない。
- ② 前項の規定は本契約終了後もその効力を有する。

第14条(その他)

当規約に記載なき問題が発生した時は、津幡町商工会と加盟店において協議のうえ解決する。

- 付 則 この規約は、平成29年(2017年)12月1日から施行する。
付 則 この規約は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。
付 則 この規約は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。
付 則 この規約は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。
付 則 この規約は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。
付 則 この規約は、令和7年(2025年)4月1日から施行する。
付 則 この規約は、令和8年(2026年)4月1日から施行する。